

# 内部統制システム構築の基本方針

制定:2006年5月8日

最新改訂:2026年2月10日

## 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は定款及び企業行動規準に基づき社内規程を整備し、取締役及び使用人がこれらを遵守することにより、コンプライアンス及び業務の適正を確保する体制を確立する。また、就業規則に社内規程の遵守義務及びこれに違反した場合の制裁に関する規定を定める。
- (2) 使用人の職務の執行が法令等に適合することを確保するため、研修制度及びモニタリング体制を整備し、また、必要に応じて外部の専門家を起用することにより、未然に法令定款違反を防止する。
- (3) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
- (4) 公正な取引関係を確保し、特に入札談合について発生防止を図るとともに、カルテル、優越的地位の濫用等の独占禁止法違反の行為及び取適法違反の行為を行わないよう重点的に施策を推進する。
- (5) 取締役及び使用人は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見したときには、直ちに監査役及び社長等に報告し、適切な措置をとるものとする。
- (6) 監査役はコンプライアンス及び内部通報制度の運用に問題があると認めたときには、取締役会において意見を述べるとともにその改善策の策定を求めなければならない。
- (7) 内部通報制度を設け、法令定款遵守の体制を確保するものとする。また、内部通報窓口への通報者に限らず、公益通報者が不利益を被らないように保護規定を設けるものとする。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程及び文書管理規程に基づき、保存期間、閲覧の条件等を明確にすることとする。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理については、取締役の監督のもと各部門が権限の範囲内で日常的なリスク管理を行う。リスク管理を円滑にすべく、必要に応じて委員会等を設置するとともに、各部門が連携をとり、潜在リスクの洗い出しと課題解決を推進し、リスク発生の未然防止に努める。不測の事態が発生した場合は、危機管理規程に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部の専門家も含め、損害の発生を最小限にとどめる体制を整えるものとする。

## 4. 取締役の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜に開催することとし、当社の経営方針にかかわる重要事項については、適宜、社長等によって事前に審議をするものとする。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行の組織、業務分担、責任者については、社内規程に定めることとする。

**5. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役を補助すべき使用人として監査役補助者を任命することとする。
- (2) 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないこととし、監査役補助者の人事異動、昇給、昇格等人事に関する事項については監査役の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
- (3) 監査役補助者は、補助業務においては監査役の指示のみに従い、監査役補助業務に充てる時間を確保するものとする。

**6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

- (1) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議においてその担当する業務の執行状況や業務の適正を確保するために必要な重要事項について監査役に対して都度報告するものとする。
- (2) 使用人は、監査役による往査の機会およびそれ以外にも、その担当する業務の執行状況や業務の適正を確保するために必要な重要事実について監査役に対して都度報告することができる。報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることはない。

**7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 取締役及び使用人は、監査役が監査計画に基づく監査の実効性を確保するための内部統制の整備、内部監査部門との関係等の体制整備に努めることとする。
- (2) 監査役が職務を執行するうえで、監査の実施のために外部の専門家に対して助言を求める等にあたり、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと会社が証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

以上